

## 第7回 自治区制度等行財政改革推進特別委員会記録

日時：令和2年5月13日（水）

9時57分 ～ 12時21分

場所：第4委員会室

【委員】澁谷委員長、岡本副委員長、三浦委員、村武委員、串崎委員、芦谷委員  
道下委員

【議長・委員外議員】西川議員、柳楽議員

【執行部】坂田総務部長（行財政改革推進課長）、岡田地域政策部長、河上教育部長、  
邊地域政策部副部長（まちづくり推進課長）、村木生涯学習課長、  
本常行革推進係長

【事務局】中谷書記

---

### 議 題

1 行財政改革実施計画について

2 公民館のコミュニティセンター化について

3 その他

○次回開催 月 日（ ） 時 分

【詳細は、会議録のとおり】

【会議録】

(開 議 9 時 57 分)

澁谷委員長

第 7 回自治区制度等行財政改革推進特別委員会を開会する。  
本日は前段に行財政改革推進計画について、後半を公民館のコミュニティセンター化についてお願いしている。

1 行財政改革実施計画について

澁谷委員長

今日は総務部長にご出席いただいている。まず説明をいただき、質疑に入る。

総務部長

説明の前に。4月1日付で着任した行財政改革推進課長が、コロナ対策の関係で4月27日に設置した防災安全課内の特別定額給付金室の室長に着任している。従って4月27日付で行財政改革推進課長の事務取扱を私が命じられており、大変恐縮だが私と行革推進係長とでご説明させていただきたい。

今日は実施計画についてご説明し、委員からいろいろなご意見を賜りたい。よろしくお願いします。

行革推進係長

(以下、資料をもとに説明)

澁谷委員長

委員からご質問を受けたい。質問がある方は挙手を願う。

道下委員

ふるさと寄附の効果額が最終的に17億円とあるが、捉え方が違うのではないか。どのようなニュアンスか。

行革推進係長

もともと各事業には一般財源が使われて事業が推進される形になるが、ふるさと寄附という特別なお金が入ってきたおかげで一般財源を使わずに済んでいるし、その部分は外の事業に充てられている点から、財政効果額が出ている、行革の一部だという認識で計画を進めている。

道下委員

自分はこれを行革の効果額に当てはめるのはいかなものかと、説明を聞いても思う。

総務部長

そもそも平成27年だったと思うが、今後の浜田市行財政改革をどのような形で進めていこうかということで、行革大綱を作った。当時、どういったことを進めるかという大きな切り口の中で、やはり行政運営をしていく中で、不足する額を何とかしなければいけないため、4つの柱を作った。スリムな行政の構築、市民との協働によるまちづくり、公共施設の再配置といった公共施設マネジメント、財政健全化の推進と自主財源の確保という4つの項目である。ふるさと寄附の取扱については、当時やはり道下委員がご指摘の部分の議論ももちろんあったが、自主財源の拡張を図るのも行財政改革推進の一部だということでご理解いただき、挙げた項目である。

切り口で見たときに懸念されるのは分からなくもないが、一

道下委員

方でいろいろな工夫をして財源を確保して、それを市民サービスの財源に充てるという意味では、財政改革の一部として、大きな枠の中でご理解いただきたい。

行革推進係長

市有財産の利活用、30年実績が評価に乖離があったと言われた。具体的にはどういうものか。

もともと計画策定時に、本来ならすべての資産の不動産評価の鑑定をした上で計画をすればそれだけ精緻なものになるが、作る時には固定資産税評価額を0.7で割り戻して、このくらいで売れるだろうと見込んで計画するのだが、場所によっては不動産評価額を下回る金額でしか売れない物もある。そうした積み上げが、計画額と実勢価格との乖離として出ている。具体的な売却額を今日は持ち合わせてないため、後でお示しさせていただきます。

道下委員

あまりにも額に開きがあるため気になった。またお示しいただきたい。

澁谷委員長

ふるさと寄附を行革効果に入れるのは、行革が緩くなるというか、本来の意味で言えば邪道のはずである。それが年を追うごとに既成事実化して、それが当たり前になっている。その考え方自体に洗脳されてくるのが一番恐ろしい。本来なら行革に対してもっと積み上げていかねばいけないし、市有財産についても開発公社と連携を取りながらやっていくとか、何かしないと住民福祉の増進は無理である。十分理解されていると思うので、これに頼らない形にできるようご検討いただきたい。

三浦委員

表における「財政効果額が生じない項目」について、どういう意味合いかももう一度説明いただけないか。

行革推進係長

凡例に記載があるとおおり、現段階で効果額が生じない、もしくは認めない項目ということで計上させていただいている。例えば外部委託が分かりやすい例なのだが、それまでかかっていた事業費を外部に委託する際に、新たに委託費がかかってきてそれとの差し引きの中で、大きく効果を見込めないようなものは、財政効果額が見込めないものとして、計上しない形で出している。あとは職員研修等もこの中に含まれているのだが、そうしたものはそもそも財政効果で示すことはすぐわないとして区別し、見込めるものだけを効果額として集計している。

三浦委員

意味合いは理解した。例えば民間と行政の財政運営は大きく異なるのは理解した上で、民間企業だと業務改革をしようとする経費削減だけでなく売上を増やすことも考える。私は今までの一般質問でも、例えば水道事業も水道料金を大きく上げられないとなると収入が見込めないの、経営改善ができない。その中で施設をどう管理していきながらそこでどう稼ぐかという視点も大事だということは、個人的にも指摘させてもらっ

ている。

職員研修のように、ここには金額としてなかなか出てこない部分は、ある意味投資だと思う。例えば今までは人がたくさんいた中でスリム化してくというのはまっとうな行革のやり方の1つだったと思うが、今は人手不足である。そこを会計年度任用職員の方やOBを充てながら足りない業務を補っている状況がある中で、果たして人を削っていくことが現状において正しい行革の手法なのかというと、一概にそうは言えないと思う。こういうものを行革の指標として見ていくなら、必要な所には人を充てていくことも同時に考えていかないと、正確な行革は判断できないと思う。それがグレーの網掛けになっていて、要は数字としては出てこないとなると、本来それも必要な行革なのに、それが出てこない中で金額で判断せざるを得なくなってしまうというのは、不十分ではないか。柱の4つ目などとても大事だと私は思っている。

先ほど道下委員や委員長も指摘されたが、私は少し違う考えを持っている。ふるさと寄附が中国5県の中でも2番目だが、こうした金額を寄附としていただいているのは、やはり財源をきちんと確保していくという意味で努力もされていると思うし、民間の事業者がそこに魅力ある返礼品を出していくことも、取組として評価すべきだと思う。ただ、もちろんこれに依存し過ぎては、年々減っているわけだし他自治体と競争する部分もあって見込めなくなっていく。だからここに依存し過ぎてはいけないのだが、1つの手法としては大事なもののなので、ここに載せるのが適切かどうかは別のところかもしれないが、浜田市の財政を支える中での重要なポイントではあると思う。そうすると4つ目の、自主財源の確保や、今後の財政健全化を踏まえた投資的な部分は、併せてこういうところで議論するべきではないかと私は思うのだが、それについてはどのようにお考えか。

お三方からいただいたご意見は、切り口別に考えると全くそのとおりだと思う。加えて、行革の計画そのものは令和3年度までである。前回の総合振の計画が6年というのと併せて作った。来年度は次からの行革実施計画の考え方について整理していく時期が来る。そうすると今年あたりから、この結果を踏まえながらどのようにやっていくのか。

常々委員長がおっしゃる固定費の部分は、まだ検討の余地があるのではないかと個人的には思う。減じて良いかはまた別問題として。どんどん下げていって、次はどうやっていくのかをまさに今考えている時。いただいたご指摘の部分、どうやっていくかは、グレーの網掛け部分をどういう形で理解してもらうのかというのはまさに次の計画の課題だろうと思っている。し

三浦委員

っかりご意見をいただいて準備していきたい。

ストックマネジメントと、削減も含めた人員の適正化は本当に大事なポイントだと思う。ベースだと思う。ただ、コロナの影響も出ている中で、移動も制限されるような時に、そもそも行政改革とは何のためにやるのかというと、行政サービスの効率化や健全化のためにやることであって、こういう状況の時に例えばウェブ会議が推進されないとか、そういうことは結果的には行政サービスとしては低下している。これだけインターネットが普及していて、ツールが普及する中で、設備がどれくらいあるのかというと、今の浜田市の状況は全然足りない。そこに投資をすることは行革と逆方向になるのかというと、全然そうではなく、環境を整えることによって行革が進んだと私は評価できることも多くあると思う。それが評価されるべきところであるし、どんどん数字を下げていくだけではない行革を同時に考えていただきたい。

加えて、今日この後に予定されているコミュニティセンター化の話においても、公民館にお勤めの方の研修は人材育成の意味では非常に重要なことだと思う。しかし経費削減のために研修費は上げられないのかという議論は出てくる。そうしたところ是一緒に考えていかないと、減らせば行革は成功ということではない。メリハリをつけた1つの明確な方針の元、グレーの部分も併せて、こういう場でご提示いただけるようお願いしておきたい。

総務部長

おっしゃるとおり。私と思うのは、行革という言葉が出てもう30年くらいになる。私が勤め始めたのは昭和の終わりだが、その頃に行革という言葉がすごく出ていた。当時は3人ずつくらいしか採用がなく、その後も2年くらい採用がない時代だった。民間の景気が良かったせいもあるのだが。このように30年間何かしらの形で行政が取り組んできた。おっしゃるとおり金額的なことばかりでなくなってきたところもある。最後にマンパワーとなった時に人が少なくなる中で、この環境で最高のパフォーマンスができるのかというところにいくと思う。スキル等を向上させることが次に課題になってくる。

縮減するばかりでいろいろなものが縮こまってしまうのは、最終的に市民サービスの向上につながるかというところとイコールにはならないと思う。そういうことも含め、次の行革のテーマを設けたい。

串崎委員

数値的なことをお伺いしたい。計画額が平成29年当初計画が約5億円であり、修正があつて最終的には6億4000万円。かなり大きい。この内容はどういうものか。当初予算からかなり頑張つてこられたのか、何かあると思うが。

行革推進係長

まず金額的に大きい物をご説明すると、やはり物件費の削減が大きい。もともと消費税増税の時期がずれ込んだ関係もあり、本来であれば次の年に消費税が上がったりする時にはシーリングは置いておく方針なのだが、増税が予定より後ろにずれ込んだりした時には、前の年にも2%削減をしたこともあり、例えば29年度の修正効果が1億6000万円のうちの6000万円は追加で物件費を削減した効果の上乗せ分等が載っている。

あとは2-(2)の財政健全化の関係だが、平成29年度の新規追加項目として、基金の一括運用の実施をプラスで、金額的には1400万円くらいプラスしている。これは債券購入等を通じて利息をよりたくさんもらおうという計画なのだが、それらの追加があった。

あとは先ほど来からお話をいただいているが、市有財産の利活用として、平成30年度に2億5000万円程度のプラスがあるが、これが市有財産の売却計画を策定し明確に計画の中で売却する財産を方向付けたということで、大きなプラスとなっている。

以上のような金額的に大きいものが当初から加わったため、増額になっている。

串崎委員

1、2年で急に何億という単位で出てくるから、何となく違和感を持ったが、数字が多くなれば結構なことだと思う。

もう1点、見方が分からないのだが6ページの8番、市税等の徴収率が出ているが、理論上の効果と書いてあるし、計画は全くないのに実績があり、意味が分からない。どのように理解すれば良いか。

行革推進係長

この項目は完全に理論値ということで、全体の数字にも合計としては上がってきていないのだが、収納率の計画自体が毎年0.1%ずつ収納率を上げていくという大前提の方針があり、その0.1%の積上げ計画に対して、実際の徴収率が何%だったか、その率の差額を滞納繰越額に掛けて効果額の推計値のようなものを出し、その足し算引き算で効果額を出している。ご指摘のとおり非常に分かりにくい。

串崎委員

計画があっても良いのでは。

行革推進係長

検討させてもらう。

村武委員

行革を進められる上で財政効果は出ていると思うが、私が心配するのは外部委託。市民との協働によるまちづくりの外部委託について。特に14、15番、地域包括支援センターと放課後児童クラブだが、これを外部委託する際、十分に委託先との協議や、きちんとした事業が行われていくように担当課との調整がされていると思うが、これはやってみないと分からない。もしかしたら外部委託することによって例えば対象の高齢者の

総務部長

方やこどもの育ちに影響が考えられると思う。これを実施してみても、金額だけでなく質といったところも十分に考える必要があると思う。そういう部分はどのようにお考えか。

指定管理も委託事業もそうだと思うが、当然出す時に考え方というのは各セクションごとに集まって目合わせするし、最終的に報告があるものについても特に指定管理も、こういう形で実績が上がるというのをこちらがもらってから、しっかり内部検討する。委託についても同様だと思う。ある意味、全体の中で指示も出すし、原課もそういう立ち位置でやるように常々お願いしているので、やっていく途中で相手先とのコンタクトをしっかりとってやろうというのは懸念されているところなので、十分にやっていきたい。特に 14、15 は本当に大切。任せきりに出来るものでもない。こういう計画の中で、原課から今こういう協議をしているとか報告が上がってくるので、我々も幹事会や本部会議でもしっかりその部分を抑えてやっていきたい。

村武委員

行革を進めていく上で、外部委託はとても大切なことだとは思いますが、そのところは十分に検討していただいて、財政が良くなるからとにかく外部委託すれば良いという考えでやらないようにお願いしたい。

芦谷委員

関連するのだが、どちらかと言うと民間委託ありき、そこだけにしようと言っている。本当はそこをやったことによって市民サービスなり行政目的なりがどうなのか。年々変わるし新型コロナウイルスのことがあるので、市民生活や医療福祉の辺りを加味しながら、計画が市全体をフォローするように。民間委託と金額だけで判断すると危うい。そういった視点が必要かと思う。

総務部長

ご指摘の部分は、全く大事だと思う。例えば指定管理について、自治法改正によって指定管理者制度ができた際、その部分が一番懸念された。当時は行政がすべきものを指定管理していただく全国的に取り組む時に、ある意味一番切り口が大きかったのは財政効果があるだろうという点だったのだが、それを所管する総務省あたりはすかさず、いわゆる入札制度ではない、要するに安かろうでやるものではなく、民間ノウハウを活用して市民サービスの向上を図る、良いサービスを維持するためにするのだから金だけではないという通達まで出た。委託も同じで、もちろん財政効果も大事だが、それによってサービスが損なわれたりするようではよろしくない。我々にはいろいろな仕事があり、どうしても担当課レベルで交渉したりで気づかない点があるので、組織全体の中でこういう形でやっていこうと。特に指定管理は指定管理委員会の中で、多くの委員やうちの職

員の中でも同じ目合わせをお願いしている。委託業務についても財政査定であったり、こういった行革の中であったり、情報共有しながら、大切なのは市民サービスなのだと。もちろん良いものにしていくことに対して経費がかかることもあると思うが、どこに重きを置いてやっていくかは物にもよると思うが、念頭にあるのは経費を考える、市民サービスの向上を考える、その天秤でどう捉えるか。しっかり皆で取り組みたいし、これからの行革の取組の中でも考えていきたい。ご指摘の点には留意して取組んでいきたい。

芦谷委員

例えばスポーツ施設の指定管理だが、この目標は民間がスポーツ振興の多様なノウハウを持っているということだが、実際を見ると貸館管理である。スポーツ団体の技術面の向上やマナーといったことの指導は全然できていない。言いたいのは、ABCD の評価のところに、利用者や実際の行政効果、金額や民間委託にそれを加えた時に、利用者の評価や市全体の行政の成果も加えていけば、もっと市民に分かりやすくなじみがあるのではないか。

総務部長

研究していく。

岡本委員

市有財産の利活用について確認しておきたい。この3、4年の間に条例として提案されたものが、譲渡という形が出てくる。売れると思っていたものが売れそうにないから条例で譲渡という形で出てきているという例がこの中に入っているか。

総務部長

基本的には市有財産を売却する、我々が持っても税が入るわけではないし、管理にお金がかかるなら、有効活用いただける方に売却なりをするのが前提で、内容によっては、持っているくらいならあげても良いというものが可能性とすればあると思うが、積極的にそれで出していることはなかったと思う。持っている財産で有効活用が可能、要するにみんなが使って得になるものは積極的にやっというのが大前提だと思う。

岡本委員

例えば解体費用がかかるならば、無償譲渡という形も当然考えられるだろうし、そういうのもこの中に入っているという認識で良いか。

総務部長

はい。

岡本委員

今後こういうものがあるのか、ないのか。議会に条例提案があるわけだが、その時に、こういうことも計画していたが、やはり売れないんだということで無償譲渡とする物件がこれからもあるのかどうか。そうすると、今の金額の差額もある程度発生するのも想定できるし、やむを得ないものは議会も承認しなければいけないが、やはり売るべきだという判断もあると思うのだが。これからもあるのかどうか。



総務部長

行革の大きな計画の一つに再配置計画がある。その中で、民間譲渡とか施設そのものもだが、それに併せて土地をとということも解体も含めて計画付けているものがある、それはまたいつか機会をいただいて、再配置についても説明をさせていただく。恐らく秋頃になるだろうが改めて説明させていただきたい。

岡本委員  
澁谷委員長

先ほどいわれるようなケースは、皆無ではなかったと思う。ではまたその時に。

皆からご意見をいただいた。財政規律を取り戻すために行う行革というのは後ろ向きだと思う。地方自治体は国ほど税収の影響を受けずに、交付税で賄えるので、過大設備投資をしない限りは基本的には財政規律は崩れることはないはず。災害等の例外がなければ。行革を通していかに地方自治法第2条の住民福祉の増進を最大化していくことに使えるかだと思う。だからこの表ではまだ分かりにくいので、固定費、変動費、事業費がどのように移り変わり、それが住民福祉の政策に使われたかを議会に示していただけるようなものに変更いただくようお願いしたい。そういうことを見ながら行革の進捗を図っていく。

住民福祉の増進と市政発展のために行革はあるので、後ろ向きにならないようお願いしたい。

マーフィーの法則に、官僚は自己増殖するというのがある。減らすより必ず増える。なぜなら税金で賄えるから。自分のお金ではないし。事業が失敗して給与に影響することもほとんどない。そこら辺の自覚を600人全ての職員に持っていただかないとコスト意識は絶対に発生しない。だから口うるさくコストについての意識を持ってもらわないと、なかなか行革はできない。そのためにはまず朝礼から始まり、出張・研修の報告から、きちんとした報告書が上がってくる形。ほとんど報告になってないものがいっぱいある。ただ出張先の資料が添付してあるだけ。今後の業務改革に対して自分がどういう気づきがあったかも分からないような報告書。そういう所からもきちんと改革をお願いしたい。

来月また、他の行革のご説明をいただくお時間もいただけるとのことなので、今日はこの辺で、議題1については終了させていただきたい。

では5分休憩し、11時から次の議題に入る。

〔 10 時 55 分 休憩 〕

〔 11 時 00 分 再開 〕

澁谷委員長

委員会を再開する。

## 2 公民館のコミュニティセンター化について

澁谷委員長  
地域政策部副部長

執行部から説明をいただく。  
( 以下、資料をもとに説明 )

澁谷委員長

では質疑に入りたい。この議題は三浦委員の提案だったので、トップバッターは三浦委員にお願いします。

三浦委員

中身は協議中とのことなので質問しても答えにくいと思うので、全体の考え方についてのみ伺います。

まず1つ目、先般から牧野先生のことに触れているが、アドバイザーでいらっしゃる先生にお越し頂けないのは、こういう状況なので理解はするのだが、オンラインでも十分にコミュニケーションは取れると思う。次回の検討部会までに牧野先生に、今こういう議論があるがどうだろうか伺って、例えば議論の中で漏れている部分や、先生からのご指摘を仰いで、この部会で協議すべきではないか。全部作ってから報告してコメントをもらっても何のアドバイスにもならない。会えなくても意見をいただく手段はあるので、しっかりアドバイスいただいたほうがよろしいのでは。

地域政策部副部長

オンラインでのアドバイスについては私もそのように考えている。計画書ができるまでの間の議論も逐次メールでやり取りさせていただいている。具体的な助言まではいただけていないので、それが反映されていないのが現実ではあるが、今日の報告書素案も一応先生にはお届けしている。引き続き連絡を取っていく。

三浦委員

電話かメールかは分からないが、返信がないということはアドバイスがいただけてないということ。アドバイザーとしてお願いしている以上、先生にもそういう認識でお受けいただいていると思う。返答がなければアドバイザーである意義はない。何かしらの理由があってできないならできないと理解すれば、それ以上のアクションは起こせないだろうが、そこを確認しないまま、いただけていないままここまで来ているのは理解に苦しむ。これはきちんと整理していただきたい。

先生に来ていただき、まちづくり委員や公民館の方が集まって、皆良かったとあれだけ言った先生の勉強会だったのにもったいない。

それから、そもそもの検討の経緯である3ページの頭の部分だが、自治区の枠を超えた一体的なまちづくりを目指すということで新たな仕組みのコアになる部分として、このコミュニティセンター化が提案されてきた経緯だと思うが、(2)の地域の個性あるまちづくりについては、というところ、自治区の枠を超えた一体的なまちづくりを目指しつつも地域の個性は残す

地域政策部副部長

と。総合振興計画の中にも特色あるまちづくりとのことで各自治区単位にまちづくりの方針は計画され、支所がそれを推進する役割として設置されていると思う。自治区の枠を超えたまちづくりをしていくことと、それでも地域の特色を残すというのは、どういう地域の単位で特色を残していくのか、自治区制度がなくなった後に自治区単位で連絡協議もしていく等、残す機能もあるとなると、現在の自治区のエリア単位はある一定の機能を推進する中で1つの枠組みとして残るのか。執行部はどう整理されているか。

自治区制度見直しの中で協働のまちづくりを推進する方針の中で、1つにはコミュニティセンター化が(2)の地域の個性あるまちづくりの手法の1つという位置付けなので、一体的なまちづくりと個性あるまちづくりの、個性あるまちづくり、地域の特色あるまちづくり活動を進める手法という整理をしていただきたい。

そもそも自治区制度見直しの中では、今ある自治区の枠組みを外して一体的なまちづくりを進めるところと、自治区の5つの枠組みでなく公民館エリアごとの枠組みに変えて、特色ある身近な公民館でまちづくり活動ができるような仕組みづくりに変えていくという方向性を考えている。

地域政策部長

まず自治区を超えた一体性とは基本的なまちづくりをどう進めていくのかの全体的な理念を共有しようということ。その大切なところは、まず市民にとって身近な単位の活動をサポートするために公民館機能をコミュニティセンターで強化する、これは全市同じようにやろう、これが1つ。単位をどうするかについては公民館単位がまずここにあるということだが、自治区という名称は仮になくなって、元の町村の枠は残るし、そこを大切にす概念は残っていくと思う。その中でどう活動するか、まちづくり委員会なり公民館の皆が集まり、旧町村というエリア内での意思統一を図っていく。これはいままでどおりやってもらって良いと思う。

三浦委員

するとこうした部会を検討する際も、皆その前提を理解された上でやっていらっしゃるか。要は自治区制度が終わりを迎えることに対して、旧那賀郡エリアからは、なくなることへの懸念や不安感が強かったと思う。しかし部長がおっしゃった内容でいくと、自治区制度によって予算の流れ方や権限が強くなったものを、ある部分は一括りにして全市的に取組むことで効果が上げられることもあると。これから新しい基金も作っていくとのことで。そういうことは全体的にやる。

ただし地域活動は公民館の地区をベースにして、まちづくりはそういう地区単位で行っていくのだという方針をしっかりと。

地域政策部長

その前提を理解されていれば、自治区制度が新しい制度に移行することについての懸念はだいぶ払拭される、誤解も解けると思う。それはきちんと理解された上でこういう議論を進めているということで良いか。

地域政策部副部長

協働のまちづくり推進条例をする上でも、これが自治区制度に代わる仕組みならきちんと自治区制度の良いところを受け継ぐことを踏まえて、条例の中に盛り込んでもらいたいという意見が出ている。ただし、これまでの自治区単位ではなく中山間の問題など悩みを抱えているところが多い。自治区の枠を超えて中山間の枠として応援するところもあれば、まちづくりを全市で一緒に進めていく、ある意味まちづくりを公民館単位でやるというのは、旧那賀郡のほうが進んでいるので、それに倣って浜田も追いついていくようなことをやっていこうということで、この考え方は基本的に理解されている。

三浦委員

部会の委員 12 名おられるが、うち 8 名は条例検討委員会の委員も兼ねているので、お考えも整理した上でご意見をいただいていると思っている。

まちづくりを推進していく単位が、今の公民館区というのが 1 つベースになると思う。これは以前から言われている浜田公民館区や石見公民館区は特にエリアが大きいことと、エリア内の人口も多いとなると、まちづくりの手法、旧那賀郡エリアで行われているまちづくり委員会の活動や公民館の方々の役割をそのまま当て込むのは難しくなると思うのだが、コミュニティセンター部会の中で公民館区のあり方についてはどのように討議されているか。

地域政策部副部長

まず公民館ごとの活動が違うのは皆認識されている。浜田公民館、石見公民館は人口、面積とも大きい。一律の仕組みで統一するのは難しいというご意見もあったので、公民館なり地域の実情に応じて柔軟に変えていく必要があると、部会の中でもご意見をいただいている。

あと公民館の適正配置にも関わってこようかと思うが、現在の部会の中ではとりあえず 26 館がコミュニティセンター化に移行する基本方針を受けた議論になっているが、浜田・石見公民館については別途検討が必要。部会とは別のところで検討する。

三浦委員

7 ページ 6 番、検討項目 1 から 15 までである。条例に書かれるのは 11 までだろうと説明があった。特に気になるのは 12 番の社会教育の推進体制で、ここで言う体制を条例に書かないのは検討項目の 5 番辺りの職員とか職務は、いわゆる体制とは違うのか。

地域政策部副部長

1 から 11 までの条例に盛り込む項目というのが、浜田市公

民館設置条例をベースにした項目建ての捉え方と、他市のコミセン化に移行した条例の作り方を参考にして、こういったところを盛り込むかを整理して 11 番までとさせていただいた。

12 番も重要だと認識しているが、条例の中に社会教育を推進するための体制を盛り込んでいるのは、形としてはないので、条例には盛り込まない項目だけでも重要だということで議論したという整理である。

三浦委員

設置目的には、社会教育の推進やまちづくりの推進を目的にしてこれを設置するという目的が書かれるわけだから、社会教育の推進もこの体制で行っていく事は目的で謳われると思う。それが社会教育の推進体制は条例に盛り込まないと書かれると、どういう意味なのかと尋ねざるを得ない。今の条例に基づいた項目と理解はした。その上で教育委員会としてこの整理の仕方で社会教育の推進が本当にきちんと、しますとはもちろん言葉で言っておられるが、所管する社会教育法から外れるとか外れないとか、部局がまちづくりや市長部局に移ることで課や係の設置が具体的に示されてない中で、社会教育の推進の担保はこれでできていくのか、そういった不安感はないか。これで十分だと思われたか。

教育部長

基本的な理念は条例に入る。派遣の先生云々というのは市の内部の機構的な事なので、条例にないことはある程度理解している。ただ、基本的に社会教育は推進する中でしっかり担保できるものと思っているので。まだ機構も含めて決まってないところがあるため、こういう表現になっているが、仮に部局が移っても、今の段階では教育委員会も社会教育の推進についての部局は残したいと思っているから、そこは大きな問題はない。

道下委員

視察で周南市へ行って視察を踏まえた計画を進めていかれると思う。自治区制度に代わるものを今からやろうとする中で皆が一番訴えたいところは何か。

地域政策部副部長

周南市は平成 30 年からコミュニティセンター化されている。教育委員会から市長部局に所管を移された。浜田市が進めようとしている方針と同じ。ただ、社会教育機能を担保するため周南市では、社会教育・生涯学習の所管が引き続き教育委員会がもっておられ、そこで社会教育をしっかりこれまで以上に取組んでいこうということ。まちづくりについては市長部局で所管し、そこがしっかり連携を取りながらまちづくりと社会教育の二本柱をコミュニティセンターでしっかり進めていくという、浜田市が目指しているものに近い取組かなということで先進事例として視察させてもらった経緯がある。

視察にはこの他にも福井県坂井市も行かせていただいた。いろいろな形態を見せていただき、部会の中で議論いただいた。

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 道下委員     | 全国の中でコミュニティセンター化の取組をやっているのはかなりあるのか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 地域政策部副部長 | 数はあるが何割かまでは手持ちに資料がない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 道下委員     | 今からそういう流れが膨らんでいく状況なのか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 地域政策部長   | <p>コミュニティセンターは早めに取り組んでも上手く機能せず元に戻された例もあるので、一概にコミュニティセンターが良いかどうかは自治体の判断によると思っている。</p> <p>ただ周南市を見に行った際、参加された多くの地域の皆が少し納得されたのは、今までの公民館活動と何が違うのか、更に何が負担になるのだという大きな不安感を持って見に行かれたのだが、周南のコミセンは各地域に活動の差はあっても、それを皆で了解しあって、まずスタートを切ってみよう。その上で少しずつより良い形に変えていくという話を聞かれて、地域の皆は納得されていた。社会教育を担保しながらまちづくりをやる、そのことが地域の皆にとって大きな負担となる。それは今の地域活動を土台にして人や経費が充実した時にできることを広げていこうと。理想の共通目標を持ってもそこは柔軟にやっていく。その部分がやはり見に行ったら良かったと皆が言っていた。全国的にコミセン化が広がるかは分からないが、浜田市にとってはそういうやり方に進んでいくのが今は良いのではと考えている。</p> |
| 道下委員     | 浜田自治区が一番厳しいように思う。どのように人選をやっていくか考えなくてはならない。現状の公民館の体制でイコールでいけるというのが26館中の半数くらいという認識か。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 地域政策部長   | コミュニティセンター化する際に現在の体制のままやろうというのではなく、人員配置や活動費も少し増やしていく考えがある。今回の部会の中でも人材についての提言が盛り込まれる予定がある。そういうものを考えながら当市としても意見を尊重したコミセン化を進めようとしている。そこが充実してくれば、今までの活動が少し拡大していくとご理解いただければ良いかと思う。                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 道下委員     | センター長はかなり力が要るだろうが、そういう方もたくさんいらっしゃる。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 地域政策部副部長 | 館によっては職員確保が難しいというお話もうかがっている。センター長の役割や勤務体制も柔軟に対応できる仕組みが必要なのではないかと思っている。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 村武委員     | 地域によって実情が違うので、それに合わせて進めていくことをおっしゃっているが、浜田市としてコミセン化することで目指す姿を具体的に教えてほしい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 地域政策部副部長 | コミュニティセンター化の統一的な方向性は、これまでの社会教育を引き続き進めていくことと、これまで公民館が担って                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

いなかったまちづくりの部分を地域と一緒に進めていく、その活動拠点として支援や推進ができる体制づくりが必要だというのが大きな方向性だと思っている。

ただ、現実的には地域の実情、これまでの取組、歴史等も異なるので、具体的な所管業務や取組の事業を市で定めて統一的にやるのは難しいと思っている。地域で取組みたいと思われるまちづくり活動は異なるので、ここは自主性を持って地域が取り組んでいけるような仕組みのほうが良いのではと考えている。

村武委員

今、まちづくり組織ができていない所とできていない所、または公民館単位としてまちづくり組織ができていない所もある。様々あるが、そういったところを統一したいのか、公民館単位で例えば1つの大きなまちづくり組織にしたいのか。

地域政策部長

合併した時に、合併後のまちづくりをどう進めていくかという新市まちづくり計画があり、それは公民館単位でそういう組織を立ち上げてまちづくりを進めていこうというもの。だから旧那賀郡が自分たちのエリアではもう公民館単位でまちづくり推進委員会ができて、まさにそれに沿ってやっていると。ただ浜田自治区は進んでいないのではないかと、それはご指摘のとおり。ただ浜田の場合は公民館によっては大きなエリアを抱えているところもある。今回の仕切り直しというか、これをきっかけにして、大きな公民館の中でも小さなエリアで活動ができるような支援機能も強化されると思っているから、本当に身近なところで活動が活発になる事が着地点だと思っている。逆に、まとめていくのではなく、個々の小学校単位や公民館単位の活動が充実できるように、そこに向かって進んでいく。それが例えば公民館の適正配置を考えることにも繋がる。ただ、一足飛びにそれをやって実現しないとコミュニティセンター化も何もできないということではなく、スタートしてからそれらを考えていくのが基本的な考え方。

村武委員

綺麗な形でスタートするのは無理だと思うし、そこから始めていこうという考えは理解できるが、こういった形というのがあまりに曖昧になっていて。こういった形が最終目標だとか、そこに向かって進むというものがないと、多分進めていくセンター職員の方や地域の方は着地点が分からないのではと考える。

浜田自治区の公民館のお話を聞くと、まちづくりと一緒にやるのは無理だと言い切っておられたところもある。そこを理解していただく必要があると思うが、そこを明確にさせていただいた方が分かり易いのでは。

それから、周南市に行って勉強されているようだが一昨年に、

生涯学習課長

市長部局に関しても社会教育施設として認めることができるという特例ができた。そういう形で進んでいるところが全国的にあるのか。

村武委員

社会教育法が変わり、市長が社会教育行政ができるようになった。岡山県津山市がこの4月から社会教育法の特例を受けて図書館、公民館、博物館を全部市長部局へ移管したという事例を聞いている。全国的にどのくらいかは把握していないが、中国5県では津山市が実施したとの情報は得ている。

まだそれほどないように私も感じている。岡山県にあるとのことなので是非そういった情報も参考にさせていただきたい。先ほどから社会教育を担保すると言っておられるが、どういうところで担保するのか不安に思う。現在も公民館職員が社会教育を進めておられるが、職員すべてが社会教育のことを本当に理解して進めているかという私も疑問に感じる。きちんと社会教育を進めていくためには、社会教育施設として設置するのが一番良いのではないかと思う。もう少し勉強して頂きたい。

牧野先生は大変お忙しいのだが、私も個人的にメールのやり取りをさせていただくと、返信が遅くなっても必ず返事をくださる。今現在、牧野先生からのアドバイスがないのは本当に残念である。形ができてから、これでどうですかと見せるのではなく、途中できちんと報告していると言われたが、そこできちんとアドバイスをさせていただくことをお願いしたい。オンラインでできると思うので。

芦谷委員

この案を見ても、市民に具体的にこうなるということが伝わってこない。やらないところも個性だとおっしゃる。そんな曖昧ではなくここまで来れば明確に。県内で一度やっている。しいて言えば何市の何地区が良いとか、あるいは浜田の中でこの公民館が良いとかいった、市内や県内の例で目標にすべき事例があるか。

地域政策部副部長

県内のコミュニティセンターの事例も把握や周知している。例えば雲南市や、収益事業を加えた取組まで発展させておられる事例もある。地域でも視察に行かれたり、市でも研修に行ったりして情報を集めている。すべての公民館の職員や地域のまちづくり活動をしている方が把握しているかといえは分からないが、情報についてはもっと提供していけるようにしたい。

浜田市内での取組については、地域活動の積極的な取組をしておられるまちづくり委員会や団体等がある。活動事例集のような形でとりまとめ、関係者に提供している。これについてももっと広くやっていけるようにしたい。

芦谷委員

市の体制が中途半端。例えば人権同和教育啓発センターも教育委員会。幼児教育もそう。それが曖昧。3年後の民間委託も



曖昧。委託となれば受ける側にある程度基盤がないと難しい。市長部局にまたがるそういった曖昧さ、3年後には民間委託をする。もうちょっと一生懸命、地域が自立するような構えが見えない。そのためには公民館の分割、浜田や石見のその方向性、地域での求心性を高めるために、行政連絡員との関係、地域協議会、地区社会福祉協議会の各委員を地区にどのように収れんしていき、地域のことについて色んな活動を地域に集約する。地域での本当の活動の流れというのが見えない。条例の中に目的・設置はあるのだが機能がない。地域で回せるような機能面を条例に謳っていかないと、ただコミュニティセンターを作るというところで止まっている。

地域政策部長

特に機能面のご指摘があったが、それを条例の中で整理していく問題かどうかは、少し検討する余地があるかと思う。ただいずれにしても理念だけではなく、どういったことを目指すのかという機能面も含めて分かり易い形で伝えていく必要があると思う。

澁谷委員長

他になれば私から1点ご質問したい。

何年か前に旭町の委員長の提言があった。そのとき公民館のコミュニティセンター化を提言された。立派な提言書だった記憶がある。私もコミュニティセンター化は良い政策なのだろうと思っていた。それからいろんな意見を聞くと、いろいろ問題もあると。ここに来て、公民館のコミュニティセンター化の重要性が高まっているのは、自治区廃止と一体化になっているから。自治区は廃止するが、公民館をコミュニティセンター化して、まちづくり運動の拠点になる、だから決して寂れることはない、というのが執行部の答弁である。しかし合併してこの14年の間に、自治区は確実に寂れている。だからコミュニティセンター化がきちんと機能しないと、自治区を廃止したら益々寂れるのだろう。それが担保できるのかというのが1つ疑問に思っている。その一面、各自治区のほうが優れた公民館活動はいっぱいある。それは地域住民の危機感が高いから。高齢者や独居の方が多いし、地域の安全を見守る、災害対応、生きがづくり、居場所づくりとか問題を抱えているから動かざるを得ない危機感で皆動いておられる。しかし、旧浜田市は地域協議会がしっかりしている。皆が自助・共助等、自立についての意識が高い。でも浜田では地域協議会が1つしかない。4つくらいに分けて、地域ごとの東西南北で考えておきながら、公民館のコミュニティセンター化と連動するとか、そういう意識を高めるといことがなされていない。コミュニティセンター化がうまくいくのかと疑問に思う。そういう中で打開する1つの方法は職員の地域担当制なのだろう。それに対してあまり積極的な

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          | 意見は出てこない。説明の中にアドバイザーを5人ほど設置して、チームを作って対応するというのがあった。そういうまちづくりコーディネーターという人たちが地域に入り込み、どれくらいの経験の方が、例えば地域振興計画のようなものを作った経験のある方がいらっしゃるのか。コーディネーター5人とはどういう形をイメージされているのか。                                                                                                                          |
| 地域政策部副部長 | 具体的な人選までは決まってないが、イメージとしては例えば、市職員の再任用だったり、これまでまちづくりに携わってきた人材を確保できればと。地方の地域づくりに興味のある地域おこし協力隊といった意欲を持っておられる方の任用だったり、いわゆる集落支援員という言い方もしているが、地域に実際に住んでおられて、地域のことをよくご存知で、地域活動に関わりたいという方を市が任用する制度もある。そういった制度も活用しながら、地域づくりに助言がいただけるような方を確保したい。そういった方を5人確保できるのかといった課題はあるが、イメージとしてはそういった方に協力いただきたい。 |
| 澁谷委員長    | そういう方が地域に入り込んで一緒になって、公民館単位のまちづくりを進めていくプランを作っていく考えで良いのか。                                                                                                                                                                                                                                  |
| 地域政策部副部長 | 確定はしていないが、部会の中では1人ずつ自治区に配置して公民館での助言よりも、チームを組んで集中的に自治区ごとに入って計画を作ったり、活動の底上げ、活性化するような体制のほうの方がより効果的ではないかというご提案もいただいている。チーム編成を行って支援するようなサポート体制も考えていく必要がある。                                                                                                                                    |
| 澁谷委員長    | 今後まちづくり条例が提案されて、この動きが12月議会くらいに条例提案があって、その形がきちんと体制的に説明いただけるのはいつ頃か。                                                                                                                                                                                                                        |
| 地域政策部副部長 | まちづくりコーディネーターの具体的な人員配置は条例には出てこないなので、新年度予算の中で配置人数や金額は出ると思う。任用については令和3年度になって確定という形になるかと思う。                                                                                                                                                                                                 |
| 地域政策部長   | いま言われたのは、役割とか、ノウハウを持った人にどういうことをさせるかが、いつ明らかになるかという点でよろしいか。                                                                                                                                                                                                                                |
| 澁谷委員長    | 物事は体系的にあって、その中でどういうポジションでされるかということが見えない感じがするのだが。それが説明いただけるのはいつか。                                                                                                                                                                                                                         |
| 地域政策部長   | 今はコミュニティセンターの設置条例が12月になるということだが、協働のまちづくり推進条例については9月に提案させていただきたく準備を進めている。この中に地域活動を応援                                                                                                                                                                                                      |

澁谷委員長

するためのコミュニティセンター化についても当然明らかにする必要があると思っている。そのタイミングでは、どういう仕組みでどういう人を配置して、どういう活動を進めていくか見える形で提案させていただくことになる。

また特別委員会にお呼びするので意見交換をさせていただきながら進めさせていただきたい。

### 3 その他

澁谷委員長

その他あるか。

( 「なし」という声あり )

次回開催日だが、議運で日程変更等があるので日にちがずれる可能性がある。いずれにせよ、前回言ったように6月定例会議の議案質疑の日の午後ということで、ご理解いただきたい。

それと9月定例会議の時に、執行部に対し、この特別委員会から申入れをしたいと思っている。その内容について各委員から、行革に対する申入れを、今月いっぱいまでに、簡潔でも結構なので、自分が思っている申入れ希望事項を中谷係長にメールで送っていただきたい。それを皆でまた協議し、6、7、8月と3回程度協議させていただきたい。

以上をもって第7回自治区制度等行財政改革特別委員会を終了させていただく。

(閉 議 12 時 21 分)

浜田市議会委員会条例第65条第1項の規定により委員会記録を作成する。

自治区制度等行財政改革推進特別委員会 委員長 澁谷 幹雄 ㊟